

川崎市公告第882号

川崎市都市公園条例（昭和32年川崎市条例第6号）第2条第2項の規定に基づき、次の公園の供用を一時停止します。

令和8年5月25日

川崎市長 福田紀彦

公園の名称	所在地	区域	一時停止年月日
多摩川緑地小向町地区	幸区小向地内	別図	令和8年5月25日
区域面積	一時停止面積	継続供用面積	
5,389 m ²	2,276 m ²	3,113 m ²	

※ 一時停止した区域の供用を開始する年月日につきましては、別に公告します。